

社会福祉法人 陽山会 役員 報酬規程

社会福祉法人 陽山会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人陽山会(以下「当法人」という)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下(役員等)とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給することができる。
 - (2) 非常勤職員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表 4 のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任したものに支給するものとし、死亡により退任したものについては、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。ただし、当面は適応しない事とする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額。
- (4) 通勤手当については、職員給与第20条の規程に準ずる額。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給しているものの役員等報酬は、別表第5の定めによるものとする。ただし、当面は適用しない事とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて

定めるものとすることができる。

- (1) 報酬については、毎月 25 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第 4 条に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年 6 月及び 12 月とする。
 - (3) 退職手当については、任期の満了及び辞任または死亡により退職した後 3 ヶ月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途に置ける就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月の数から日曜日及び土曜日の差し引いたに日数を基礎として、日割りによって計算する。
- 4 本条第 2 項の規程にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合はその月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定を持って、社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 100,000 円
常務理事	月額 70,000 円
理事	月額 50,000 円

別表 2 (常勤役員等の賞与)

6 月の賞与	報酬月額 X 1 ヶ月
12 月の賞与	報酬月額 X 1 ヶ月

別表 3 (常勤役員等の退職金算定式)

最終報酬月額 × 在任年数 × 係数

上記在任年数は 1 ヶ年を単位とし、端数は月割りとする。

ただし、1 ヶ月未満は 1 ヶ月に切り上げる。

別表 4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議委員

	日額
評議員会の出席	7,000 円
上記のほか、法人及び施設業務のための出金	7,000 円

(2) 理事

	日額
理事会等の会議への出席	7,000 円
上記のほか、法人及び施設業務のための出金	7,000 円

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	7,000 円
上記のほか、法人及び施設業務のための出金	7,000 円

別表 5

① 役職毎の役員報酬を定める。

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬を支給することができる。

役職名	役員報酬額
理事長	120,000 円
常務理事	70,000 円
理事	50,000 円

② 合算の上限を定める

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等と職員給与の合計が下記の範囲内において役員報酬を支給する。

役職名	月次報酬等合算上限額
理事長	合算上限額 1,200,000 円
常務理事	合算上限額 1000,000 円
理事	合算上限額 700,000 円